平成29年度１級建築施工管理技術検定及び２級建築施工管理技術検定の実施について

平成29年度１級建築施工管理技術検定及び２級建築施工管理技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年１月20日　　国土交通大臣　石井　啓一

１　受検資格

⑴　１級建築施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2" rowspan="2">学歴又は資格</th><th colspan="2">建築施工に関する実務経験年数</th></tr>
<tr><th>指定学科</th><th>指定学科以外</th></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="5">イ</td><td colspan="2">大学卒業者
専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）</td><td>卒業後３年以上</td><td>卒業後４年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">短期大学、高等専門学校卒業者
専門学校卒業者（「専門士」に限る）</td><td>卒業後５年以上</td><td>卒業後７年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">高等学校、中等教育学校卒業者
専門学校卒業者（「高度専門士」、「専門士」を除く）</td><td>卒業後10年以上</td><td>卒業後11年６月以上</td></tr>
<tr><td>卒業後８年以上（その実務経験に指導監督的実務経験１年以上を含み、かつ、５年以上の実務経験の後専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の者</td><td colspan="2">15年以上</td></tr>
<tr><td>ロ</td><td colspan="4">２級建築士試験合格者</td><td colspan="2">合格後５年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ハ</td><td colspan="4">２級合格後３年以上の者</td><td colspan="2">合格後１年以上の指導監督的実務経験及び専任の監理技術者による指導を受けた実務経験２年以上を含む３年以上</td></tr>
<tr><td colspan="4">２級合格後５年以上の者</td><td colspan="2">合格後５年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">２級合格後、５年未満の者</td><td>高等学校、中等教育学校卒業者、専門学校卒業者（「高度専門士」、「専門士」を除く）</td><td>卒業後９年以上</td><td>卒業後10年６月以上</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td colspan="2">14年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">経験</td><td rowspan="3">２級</td><td colspan="2">合格後３年以上の者</td><td colspan="2">合格後１年以上の専任の主任技術者実務経験を含む３年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専任の主任技術者の実務が１年以上ある者</td><td>短期大学、高等専門学校卒業者、専門学校卒業者（「専門士」に限る）</td><td>イの区分</td><td>卒業後７年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ニ</td><td rowspan="3">合格者</td><td rowspan="2">合格後３年未満の者</td><td>高等学校、中等教育学校卒業者、専門学校卒業者（「高度専門士」、「専門士」を除く）</td><td>卒業後７年以上</td><td>卒業後８年６月以上</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td colspan="2">12年以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">高等学校・中等教育学校卒業者
専門学校卒業者（「高度専門士」、「専門士」を除く）</td><td>卒業後８年以上</td><td>卒業後９年６月以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の者</td><td colspan="2">13年以上</td></tr>
</table>

注１）指定学科　施工技術検定規則第２条に定める学科をいう。（以下同じ。）

注２）実務経験年数の算定基準日　上記区分イ、ロ、ハ、ニの実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算する。

上記区分ロの実務経験起算日は、２級建築士合格発表日又は２級建築士登録日とする。

上記区分ハ、ニの２級合格者の実務経験起算日は、２級に合格した当該試験の合格発表日とする。

注３）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注４）専任の監理技術者による指導を受けた実務経験　建設業法第26条第３項の規定により専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験をいう。

注５）高等学校の指定学科以外卒業者　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者を含む。

⑵　２級建築施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　学科及び実地同日試験受検者

１）学歴及び必要な実務経験年数

<table>
<tr><th rowspan="2">学歴</th><th colspan="2">建築施工に関する実務経験年数</th></tr>
<tr><th>指定学科</th><th>指定学科以外</th></tr>
<tr><td>大学卒業者、専門学校卒業者（「高度専門士」）に限る</td><td>卒業後１年以上</td><td>卒業後１年６月以上</td></tr>
<tr><td>短期大学、高等専門学校卒業者、専門学校卒業者（「専門士」に限る）</td><td>卒業後２年以上</td><td>卒業後３年以上</td></tr>
<tr><td>高等学校、中等教育学校卒業者
専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）</td><td>卒業後３年以上</td><td>卒業後４年６月以上</td></tr>
<tr><td>その他の者</td><td colspan="2">８年以上</td></tr>
</table>